



東京都正規雇用等転換安定化支援助成金

募集期間

2020年6月10日から2020年10月30日まで

目的

東京都では、パートや契約社員、派遣労働者といった非正規から正規雇用へ転換した従業員の方々が安心して働き続けられるよう、計画的な育成計画の策定や退職金制度の整備など、労働環境整備を行った企業に対して助成金を支給します。

支援内容

▼助成金額

対象労働者数に応じ、下記に定める金額を事業主に支給します。

対象労働者数	助成額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円

上記助成額に1事業主当たり1回10万円を加算します、新たに退職金制度を導入した場合※

▼退職金制度整備加算について

支援期間中に、新たに退職金制度を整備し、就業規則（退職金規程を含む）を労働基準監督署へ届け出た場合、又は新たに中退共制度に事業主として加入した場合、上記に定める金額に10万円を加算します。

なお、支援期間の開始以前に、既に退職金制度が労働協約又は就業規則等に定められている場合、又は既に中退共に加入している場合は申請できません。

加算事項	金額
退職金制度整備	10万円

※ 1事業主あたり1回だけの申請です。

※ 中退共制度への加入により加算対象となる中小企業事業主は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第1項に規定

する事業主となります。

対象者の詳細

▼対象となる事業主

以下のすべてに該当する中小企業等であること。

※大企業は除きます。なお、中小企業の区分はキャリアアップ助成金に準じます。

●東京労働局管内に雇用保険適用事業所（以下、「事業所」という）があること。

●

平成29年4月1日以降に支給対象労働者を転換等し、東京労働局長がキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定をしてい

ること。

●交付申請日時点で、上記正社員化コースで転換等した支給対象労働者が在職し、支援(※)可能な状況であること。

※支援とは、下記【支援事業の実施及び退職金制度整備】における支援事業のことをいいます。

▼対象となる労働者

以下のすべてに該当する労働者であること。

●正社員化コースの支給対象となった労働者であること

●平成29年4月1日以降に都内事務所(※)において転換等された労働者であること。（「東京都正規雇用等転換安定化支援助成金」から

交付決定を受けている及び「東京都正規雇用等転換促進助成金」から交付決定を受けている同一の対象労働者は本助成金の対象とは

なりません。）

※「事務所」とは、雇用保険適用事業所を含め、実際に労働者が勤務する事務所（出張所・営業所・店舗等を含む。）をいいます。

●3か月間の支援期間終了日において、同一の事業主との間で転換又は直接雇用後の雇用区分の状態が継続し、支援期間の末日におい

て都内で継続して勤務していること。

●支援期間の末日において有期雇用労働者（期間の定めのある労働者をいう）でないこと。

対象地域



お問い合わせ

東京都正規雇用化推進窓口（正規雇用等転換安定化支援助成金担当）

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク5階

電話 03-6205-6730（ダイヤルイン）

受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会

担当：橋本

住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万が一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金